

西脇市新型インフルエンザ等対策行動計画

平成27年5月

西脇市

《 目 次 》

1	はじめに	1
2	目的	3
3	計画の位置付け	4
4	基本方針	5
5	対策に当たっての基本的な考え方	6
6	主な対策の方針	9
7	新型インフルエンザ等対策推進のための役割分担	11
8	新型インフルエンザ等対策実施上の留意点	15
9	組織体制と所管事務	16
10	発生段階ごとの対策等の概要	20
	資 料	30

1 はじめに

(1) 取組の背景

日本では、インフルエンザは通常12月頃から翌年の3月頃の冬季に、流行の程度に差はあれ、毎年必ず流行する感染症である。インフルエンザウイルスは抗原性の違いにより、A、B、Cの3型に分類され、流行を引き起こすのはA型とB型である。特にA型の突然変異による新型インフルエンザは、ほとんどの人が新型のウイルスに対する免疫を獲得していないため、世界的な大流行（パンデミック）となりうる。

20世紀に歴史上判明している新型インフルエンザウイルスによるパンデミックは大正7年（1918年）のスペインインフルエンザ、昭和32年（1957年）のアジアインフルエンザ、昭和43年（1968年）の香港インフルエンザである。また、平成21年（2009年）には新型インフルエンザ（A/H1N1）（現在、季節性インフルエンザとして「インフルエンザ（H1N1）2009」と呼ばれる。）が発生した。

これまで、新型インフルエンザウイルスによるパンデミックは、10年から40年の周期で発生しており、大きな健康被害とこれに伴う社会的影響をもたらすことが懸念されている。また、未知の感染症である新感染症についても、その感染力の強さから新型インフルエンザと同様に社会的影響が大きいものが発生する可能性がある。

これらが発生した場合には、国家の危機管理として対応する必要があることから、病原性が高い新型インフルエンザや新感染症が発生した場合に、国民の生命及び健康を保護し、国民生活及び経済に及ぼす影響を最小とすることを目的に、国、地方公共団体、指定公共機関、事業者等の責務、新型インフルエンザ等の発生時における措置及び新型インフルエンザ等緊急事態措置等を定めた「新型インフルエンザ等対策特別措置法」（平成24年法律第31号。以下「特措法」という。）が平成24年5月に制定された。さらに、平成25年6月には「新型インフルエンザ等対策政府行動計画」（以下「政府行動計画」という。）が作成され、これに基づき平成25年10月に「兵庫県新型インフルエンザ等対策行動計画」（以下「県行動計画」という。）が作成された。

(2) 西脇市新型インフルエンザ等対策行動計画の策定

今回の「西脇市新型インフルエンザ等対策行動計画」（以下「本計画」という。）は、県行動計画に基づき、特措法第8条に規定する市町村行動計画として策定したものである。

本計画は、特措法、政府行動計画及び県行動計画を踏まえて、次の感染症（以下「新型インフルエンザ等」という。）を対象とするものとする。

- ・感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「感染症法」という。）第6条第7項に規定する「新型インフルエンザ等感染症」
- ・感染症法第6条第9項に規定する「新感染症」で、その感染力の強さから新

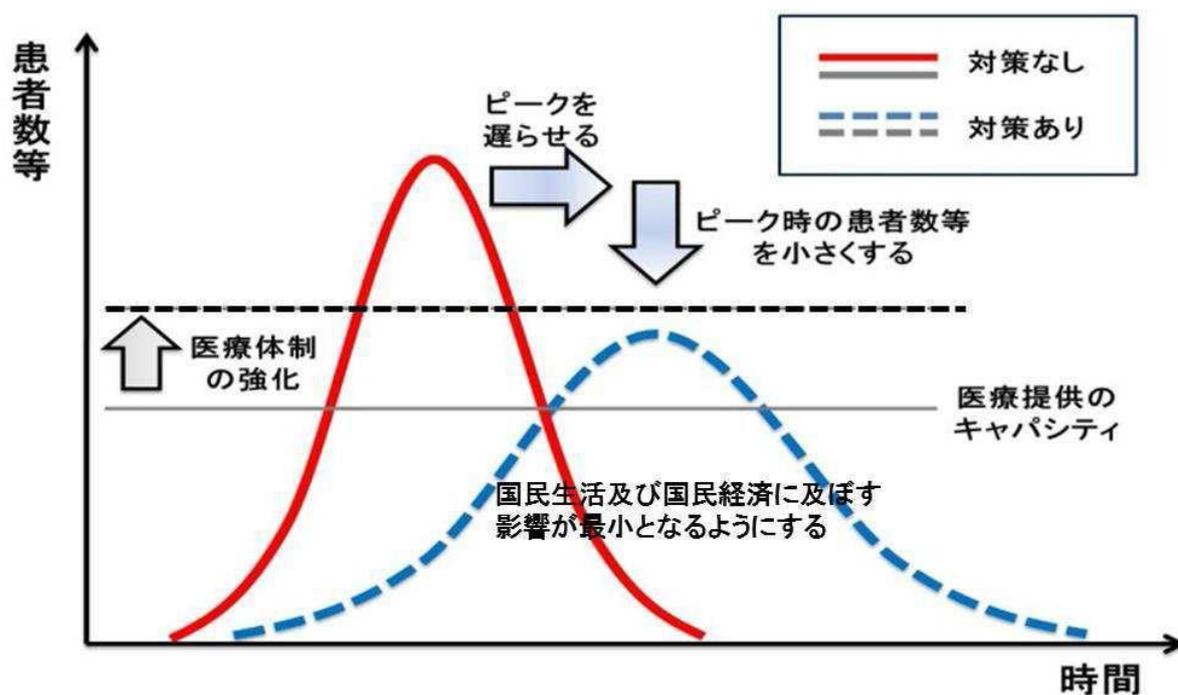
型インフルエンザ等感染症と同様に社会的影響が大きなもの
本計画は、政府行動計画の改定や新型インフルエンザ等に関する最新の知見等
にあわせて、適宜改定を行うものとする。

2 目的

新型インフルエンザ等の感染拡大を可能な限り抑制し、流行のピークを遅らせるとともに、ピーク時の患者数をなるべく少なくし、患者が適切な医療を受けられるようにすることにより、市民の生命及び健康を保護する。

また、行政はもとより、市民及び事業者等が感染対策を実施することにより、感染の機会を減少させ、市民生活及び市民経済に及ぼす影響が最小となるようにする。

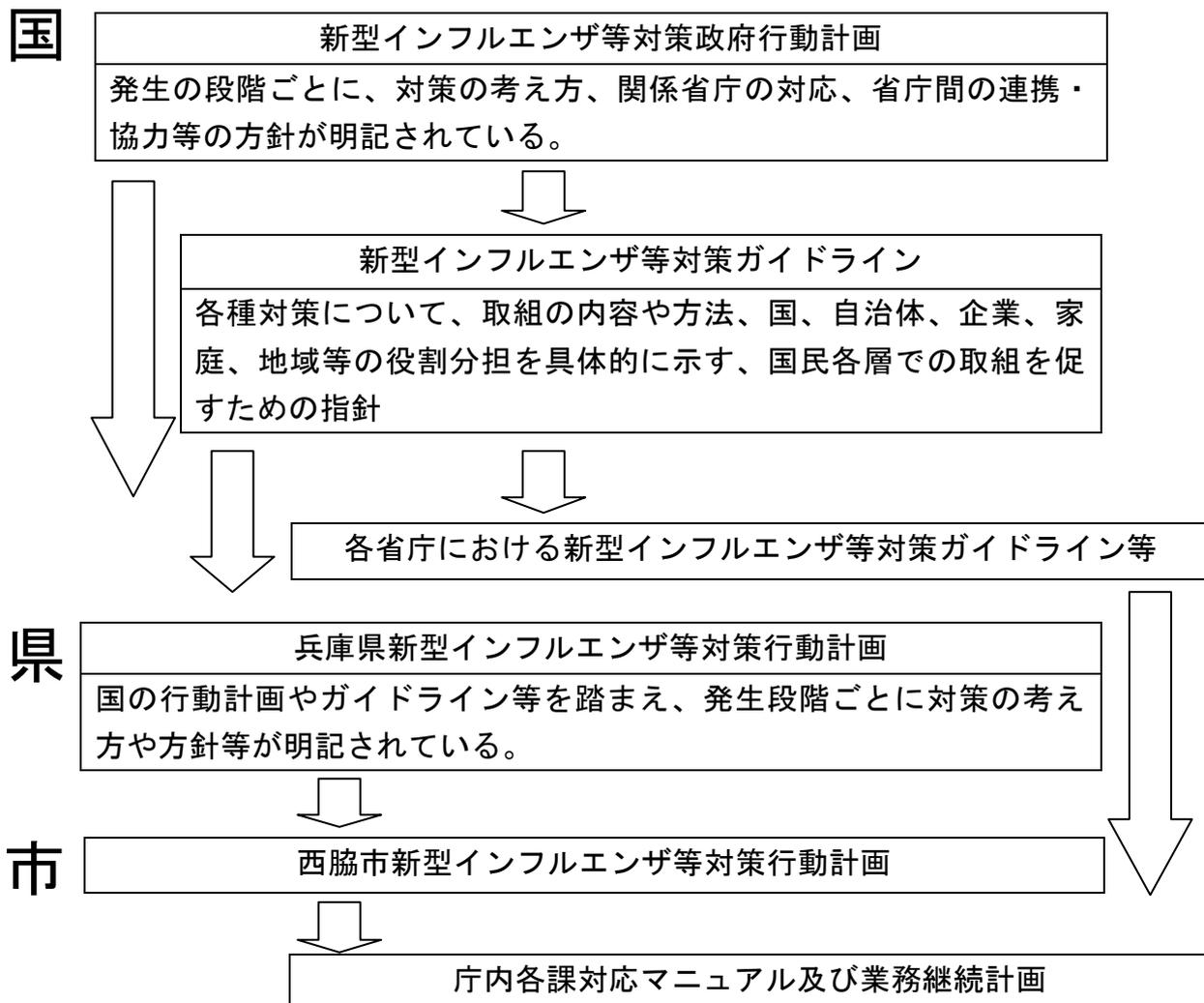
【対策の効果概念図】



3 計画の位置付け

本計画は、新型インフルエンザ等の発生時に、政府行動計画及び県行動計画を踏まえつつ、本市職員が関係機関と連携の上、各々の役割分担を踏まえた迅速な対応がとれるように定めるものである。

なお、政府行動計画及び県行動計画等との関係は以下のとおりである。



4 基本方針

(1) 社会全体での取組

社会全体で取り組むことにより効果が期待されるものであり、行政、医療機関、企業、学校、市民など社会の構成員それぞれが連携・協力し、新型インフルエンザ等対策に積極的に取り組む。

(2) 自らの健康は自ら守る意識の醸成

新型インフルエンザ等の流行を乗り切るには、市民が自らの健康を守る意識を持ち、正しい知識に基づいて適切に行動することが不可欠であり、日頃からの健康管理や身体づくりが求められる。このため、市は市民に対して、十分な栄養と睡眠をとって健康に留意すること、基礎疾患を持っている場合はその治療に努めること、肺炎球菌や季節性インフルエンザ等の各種ワクチンを接種することなど、日頃から健康管理についての啓発を行うとともに、新型インフルエンザ等が発生した際には、適切な感染対策についての積極的な啓発を実施する。

(3) 重症化する可能性が高い者への対応

新型インフルエンザ等により患することで重症化するリスクが高いと考えられる妊婦や小児、透析患者など基礎疾患を有する者への対応を重点的に行う。

5 対策に当たっての基本的な考え方

万一の場合の危機管理のための制度であるという特措法の趣旨を踏まえた上で、次の考え方に基づいた対策を講じることとする。

(1) 病原性、感染力に応じた適切な対策の実施

本計画においては、病原性の高い新型インフルエンザ等への対応を念頭に置きつつ、発生した感染症の特性を踏まえ、病原性が低い場合等さまざまな状況に迅速に対応できるよう、病原性（重症者の発症状況等）、感染力（発生患者数等）の程度に応じて、状況に応じた運用を行うものとする。

本市は、特措法第18条に基づき政府の定める基本的対処方針及び県が決定した対処方針に基づき、具体的な対策を実施する。

(2) 発生段階に応じた対応

新型インフルエンザ等対策は、感染の広がりに応じて採るべき対応が異なる。このため、状況の変化に即応した意思決定を迅速に行うことができるよう、あらかじめ想定した状況に応じた段階を設け、各段階での対応方針を定める。

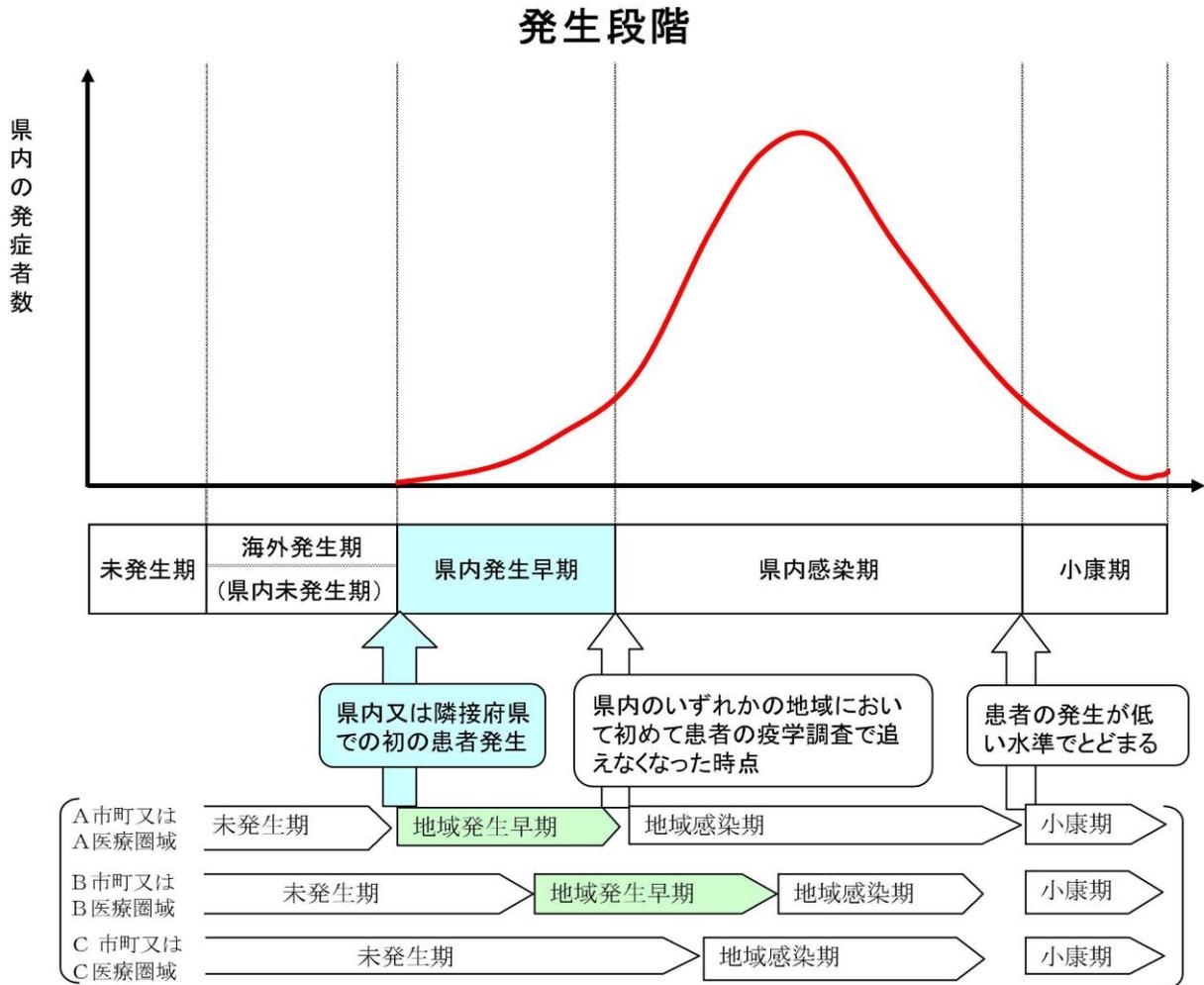
本計画では、政府行動計画及び県行動計画に基づき、未発生期、海外発生期（県内未発生期）、県内発生早期、県内感染期、小康期の5つの発生段階に分類している。

【発生段階と状態】

発生段階	状態
未発生期	新型インフルエンザ等が発生していない状態
海外発生期 (県内未発生期)	海外で発生しているが、県内又は隣接府県で新型インフルエンザ等の患者が発生していない状態
県内発生早期	県内又は隣接府県で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者が接触歴を疫学調査で追える状態
県内感染期	県内で新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態
小康期	新型インフルエンザ等の患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態

※ 県行動計画において「隣接府県」は、京都府、大阪府、鳥取県、岡山県及び徳島県である。

(参考)



(3) 新型インフルエンザ等発生時の社会への影響

新型インフルエンザ等による社会への影響については、政府行動計画では次のような影響が一つの例として想定されている。

- ・ 流行期間は、約8週間で、約2週間のピーク時があり、その後収束に向かうとされている。
- ・ 国民の25%が、流行期間中に順次り患する。り患者は1週間から10日間程度り患し、欠勤する。り患した従業員の大部分は、一定の欠勤期間後、治癒し（免疫を得て）、職場に復帰する。
- ・ ピーク時（約2週間）に従業員が発症して欠勤する割合は、多く見積もって5%程度と考えられるが、従業員自身のり患のほか、家族の世話・看護等（学校・保育施設等の臨時休業や、一部の福祉サービスの縮小、家庭での療養などによる。）のため、自らはり患していなくても出勤が困難となる者、不安により出勤しない者がいることを見込み、ピーク時（約2週間）には従業員の最大40%程度が欠勤するケースが想定される。

【本市の被害想定】

本計画の策定に当たり、国が想定した人的被害を基に算出した本市の人的被害は以下のとおりである。

なお、この想定は、スペインインフルエンザの被害状況を元に、同レベルの新型インフルエンザが発生し、必要な対応が行われなかった場合の被害を想定したものである。

項目	市の想定	県の想定	国の想定
り患割合	25%がり患する	同左	同左
外来受診患者数	約4,200～ 約8,200人	約56万～ 約108万人	約1,300万～ 約2,500万人
入院患者数	約160～ 約650人	約23,000～ 約88,000人	約53万～ 約200万人
死亡者数	約50～ 約200人	約7,000～ 約28,000人	約17万～ 約64万人

※1 兵庫県人口、統計調査により試算

平成26年4月1日推計人口

兵庫県 5,540,146人 西脇市 41,413人

※2 入院患者数、死亡者数については、過去に世界で流行したインフルエンザのデータを参考にアジアインフルエンザ等での致死率を0.53%（中程度）、スペインインフルエンザで致死率2.00%（重度）として、政府行動計画の被害想定を参考に想定した。

※3 本想定は、ワクチン、抗インフルエンザウイルス剤の効果や現在の医療体制等を一切考慮していない。

6 主な対策の方針

市民に対する感染予防等の情報提供、予防接種の実施、電話相談、生活支援など市民の安全安心の確保を行うために、次の方針により取り組む。

(1) 実施体制

ア 西脇市新型インフルエンザ等対策調整会議

国内で新型インフルエンザ等が発生したときは、速やかに西脇市新型インフルエンザ等対策調整会議（以下「市対策調整会議」という。）を設置する。

市対策調整会議は、各部署での情報共有や対策の準備を行う。

イ 西脇市新型インフルエンザ等対策本部

内閣の新型インフルエンザ等対策本部（以下「政府対策本部」という。）により特措法第32条の規定に基づく新型インフルエンザ等緊急事態宣言（以下「緊急事態宣言」という。）が行われたとき、又は県内又は隣接府県で新型インフルエンザ等が発生したときは、直ちに西脇市新型インフルエンザ等対策本部（以下「市対策本部」という。）を設置する。

市対策本部は、政府対策本部、兵庫県新型インフルエンザ等対策本部（以下「県対策本部」という。）の基本的方針を基本としつつ、対策の方針を決定し、各部署の対策の進捗状況の意見を聴き、状況に応じて適切な対策を選択して実行する。

(2) 情報収集、提供

市は新型インフルエンザ等に関する国、県等からの情報を積極的に収集し、市広報紙及び市ホームページ、市防災行政無線等の多様な媒体を用いて、理解しやすい内容で、できる限り迅速に情報提供を行う。

なお、提供する情報の内容については、個人情報保護と公益性に十分配慮する。

(3) 予防、まん延防止

県内発生早期に知事が発する「不要不急の外出自粛、学校等の休校措置、施設の使用制限等のまん延防止策」に対し、混乱のない対応ができるよう各部署での対策を講じる。

(4) 予防接種

特措法第28条に定める登録事業者等の特定接種の登録等への協力を行う。

また、住民接種については、国が示す接種の優先順位を踏まえて、個別接種と集団接種を組み合わせた体制を構築し、ワクチン確保ができ次第、市民への周知を図り速やかに接種を行う。

(5) 医療体制

感染拡大の状況に合わせた医療体制を整備し、適切な医療を確保する。

特に妊婦や小児、透析患者など基礎疾患を有する者への医療の確保を目的とした医療体制を構築する。

(6) 市民生活の安定の確保

緊急事態宣言が行われた場合の要援護者への生活支援の体制を確保する。また、福祉施設（通所及び短期入所サービスに限る。）の使用制限について、特に必要な状況と判断した場合は、施設の一部の使用制限を解除する。

7 新型インフルエンザ等対策推進のための役割分担

(1) 国、県、関係機関等との役割分担

【基本的な考え方】

国	①国際社会における国家としての事務 ②全国的に統一して定めることが望ましい諸活動 ③地方自治の基本的な準則作成 ④全国的な規模、視点で行う施策、事業
県	①広域的、専門的な対策 ②国と市町、市町間の連絡調整 ③市町の補完
市	①市民生活に直結する行政事務
指定（地方） 公共機関	①新型インフルエンザ等対策を実施
医療機関	①新型インフルエンザ等に対する医療を提供

【新型インフルエンザ等対策に係る主な役割 ー未発生期ー】

国	①サーベイランスの収集、分析 ②発生に備えた体制整備 ・ 政府対策本部等の実施体制整備と政府行動計画、ガイドライン等の作成、公表及び特措法の運用 ③指定公共機関の指定 ④ワクチン製造、備蓄及び接種時期、順位等の検討 ⑤抗インフルエンザウイルス薬、医療資機材の備蓄 ⑥通常の検疫体制 ⑦訓練の実施 ⑧国民への普及啓発 ⑨調査及び研究に係る国際協力 ⑩登録業者の指定
県	①サーベイランスの収集、分析 ②発生に備えた体制整備 ・ 県対策本部等の実施体制整備と県行動計画の作成 ・ 医療、検査体制整備（病床、医療資機材の把握）と必要な防護具の備蓄及び医療資機材の国への要請 ③指定地方公共機関の指定

	<ul style="list-style-type: none"> ④抗インフルエンザウイルス薬の備蓄 ⑤登録事業者の登録協力 ⑥特定接種の実施体制整備 ⑦市町の対策支援 ⑧訓練の実施 ⑨県民への普及啓発
市	<ul style="list-style-type: none"> ①情報収集、提供 ②発生に備えた体制整備 <ul style="list-style-type: none"> ・市対策本部等の実施体制整備 ・市行動計画の作成 ③食料品、生活必需品等の提供体制の確保 ④必要な防護具等の備蓄 ⑤登録事業者の登録協力 ⑥特定接種及び住民の予防接種実施体制整備 ⑦社会的弱者への支援体制整備（市民の生活支援） ⑧訓練の実施 ⑨市民への普及啓発
指定（地方） 公共機関	<ul style="list-style-type: none"> ①業務計画の作成 ②訓練への協力、実施
医療機関	<ul style="list-style-type: none"> ①診療継続計画の作成 ②院内感染対策の実施 ③訓練への協力、実施 ④資機材の備蓄
登録事業者	<ul style="list-style-type: none"> ①事業継続計画等の作成 ②従業員への感染防止策の実施などの準備 ③登録事業者への登録及び特定接種対象者の検討
一般事業者	<ul style="list-style-type: none"> ①事業継続計画等の作成 ②従業員への感染防止策の実施などの準備

【新型インフルエンザ等対策に係る主な役割　－海外発生期から小康期－】

国	<ul style="list-style-type: none"> ①サーベイランスの強化 ②相談窓口の設置 ③国際的調査研究、連携 ④検疫強化（特定検疫所・飛行場の設定、停留施設の使用要請） ⑤ワクチン製造及び接種指針作成 ⑥抗インフルエンザウイルス薬の流通調整、投与方針決定 ⑦在留邦人への対応
---	---

	<ul style="list-style-type: none"> ⑧特措法第18条に基づく基本的対処方針の決定、公示、周知 ⑨政府対策本部設置 ⑩特定接種の実施 ⑪優先予防接種の対象及び期間を設定 ⑫埋火葬の特例制定 ⑬物資の確保（買い占め、売り惜しみの監視、調査）
県	<ul style="list-style-type: none"> ①情報収集、提供 ②相談窓口の設置 ③サーベイランスの強化 ④帰国者等の健康監視 ⑤新型インフルエンザ確認検査、調査 ⑥県対策本部設置 ⑦入院・外来医療機関等医療体制の確保（臨時医療施設） ⑧抗インフルエンザウイルス薬の流通調整 ⑨特定接種の実施 ⑩社会活動制限の実施（外出自粛、使用制限協力要請） ⑪市町との情報共有 ⑫新型インフルエンザワクチンの流通監視 ⑬市町、指定地方公共機関の対策支援
市	<ul style="list-style-type: none"> ①情報収集、提供 ②相談窓口の設置 ③市対策本部設置 ④県実施の疫学調査等への協力 ⑤初期救急等第一次的医療及び在宅患者等への支援 ⑥消毒活動 ⑦特定接種及び住民の予防接種の実施 ⑧埋火葬の円滑実施 ⑨県と調整し社会的活動制限の面的制限実施 ⑩社会的活動制限時の生活支援、県への意見具申
指定（地方） 公共機関	<ul style="list-style-type: none"> ①感染防止策の実施 ②計画に基づく社会機能維持 ③特定接種の実施（登録事業者である指定（地方）公共機関に限る。）
医療機関	<ul style="list-style-type: none"> ①診療の継続 ②特定接種の実施（登録事業者である医療機関に限る。） ③特定接種及び住民の予防接種への協力 ④知事の要請等に対する協力

登録事業者	①特定接種の実施 ②業務の継続
一般事業者	①感染防止策の実施 ②不要不急の事業の縮小、不特定多数の者が集まる事業を行う者については事業の自粛

(2) 本市の役割

新型インフルエンザ等が発生した場合は、国、県と連携しつつ、市としての役割を遂行する。

また、新型インフルエンザ等対策を遂行するには、市民・関係機関の理解と協力が不可欠である。したがって、計画の推進に当たっては、西脇市多可郡医師会、西脇市多可郡薬剤師会、食料品・生活必需品等の提供関係事業者等の関係機関及び自治会をはじめとする地域団体と連携を密にし、協力体制の確保に努めるとともに、医療関係者との連絡会議や訓練を行い、発生時に備えるものとする。

さらに、新型インフルエンザ等対策の実施に係る記録を作成、保存し、検証を加えることにより、将来の計画見直しへの活用を図る。

8 新型インフルエンザ等対策実施上の留意点

(1) 基本的人権の尊重

本市は、緊急事態宣言が行われ、医療関係者への医療等の実施の要請等、不要不急の外出の自粛要請、学校、興業場等の使用制限等の要請等が行われた場合には、基本的人権を阻害することのないよう必要最小限の範囲で行われるよう協力する。

また、市民に対し、法令の根拠と新型インフルエンザ等への対策としてやむを得ない措置であることを前提として、十分な説明を行い理解を得るよう努める。

(2) 患者の個人情報保護

感染症法第2条において「感染症の患者等が置かれている状況を深く認識し、これらの者の人権を尊重」することを基本理念としており、患者の個人情報は、これに基づいて慎重に取り扱うことが必要である。

また、患者の発生情報は、医療機関から県健康福祉事務所又は保健所設置市の保健所を経て確定するため、患者の在住若しくは勤務している地域の保健所又は県との患者情報の共有が必要となる。この場合についても細心の注意を払って情報を取り扱う。

(3) 報道機関に対する情報提供

広範な感染症対策の実施に当たっては、市民に対する情報提供が重要な対策となることから、報道機関に対してより迅速で正確な情報提供に努める。その際、患者や家族の氏名、住所等、個人の特定につながる情報は原則として公表しない。一方、患者が所属する学校、事業所名や患者が入院している医療機関名は、感染拡大を防止するうえで必要性がある場合のみ公表する。

なお、情報提供に当たっては、新型インフルエンザ等は誰もが感染する可能性があること、感染したことについて、患者やその関係者には責任がないこと等の基本的事項をあわせて伝える。

9 組織体制と所管事務

(1) 組織体制

西脇市新型インフルエンザ等対策本部条例等に基づき、新型インフルエンザ等の発生段階に応じて、下記の組織を設置する。

	西脇市新型インフルエンザ等対策本部	西脇市新型インフルエンザ等対策調整会議
本部長及び会長等	本部長：市長 副本部長：副市長 教育長	会長：副市長 副会長：くらし安心部長 総務部長
構成員	関係部長、局長等	関係課長等
設置基準	国内で新型インフルエンザ等が発生し、国が緊急事態宣言を行ったとき、又は県内若しくは隣接府県で新型インフルエンザ等が発生したとき。	国内で新型インフルエンザ等が発生したとき。
主な業務	<ul style="list-style-type: none"> ・ 新型インフルエンザ等に係る市民啓発 ・ 保健、医療対策 ・ 初期対応、まん延防止対策 ・ 社会機能維持対策 など	<ul style="list-style-type: none"> ・ 新型インフルエンザ等に係る市民啓発 ・ 情報収集、共有 ・ 各種対応の検討 ・ 各種対策の実施準備 など

※ 必要に応じて上記組織への有識者や外部機関の出席を求めることができる。

(2) 西脇市新型インフルエンザ等対策本部設置時の各部の役割

部名	主な役割
都市経営部	<ul style="list-style-type: none"> ・ 新型インフルエンザ等対策の財政措置に関すること。 ・ 庁舎の衛生管理に関すること。 ・ 電話相談窓口用の回線設置に関すること。 ・ 会議室の確保に関すること。 ・ 公共交通事業者との連絡調整に関すること。
総務部	<ul style="list-style-type: none"> ・ 対策本部の運営に関すること（くらし安心部との連携）。 ・ 本部会議及び調整会議の運営に関すること（くらし安心部との連携）。 ・ 市長、副市長との連絡調整に関すること。

	<ul style="list-style-type: none"> ・業務継続計画の立案・作成に関すること。 ・国際交流事業の取扱いに関すること。 ・姉妹都市など海外都市との連絡調整に関すること。 ・他言語による情報提供に関すること。 ・外国人の支援及び連絡調整に関すること。 ・市民等への広報に関すること。 ・報道機関への情報提供及び連絡調整に関すること。 ・人員配置の調整に関すること。 ・職員・職場の衛生管理及び健康管理に関すること。 ・マスク・消毒液の配布・配送に関すること。
福祉部	<ul style="list-style-type: none"> ・子育て関連施設等の感染予防及び感染拡大防止に関すること。 ・子育て関連施設及び関係機関との連絡調整に関すること。 ・社会福祉施設等の感染予防及び感染拡大防止に関すること。 ・社会福祉施設及び関係機関との連絡調整に関すること。 ・社会福祉協議会等との連携に関すること。 ・要援護者の状況把握及び支援に関すること。
くらし安心部	<ul style="list-style-type: none"> ・対策本部の運営に関すること（総務部との連携）。 ・本部会議及び調整会議の運営に関すること（総務部との連携）。 ・新型インフルエンザ等の情報収集、分析及び情報提供に関すること。 ・国、県及び他市町及び関係機関との連絡調整、情報集約及び情報共有に関すること。 ・医師会、歯科医師会、薬剤師会との連携及び連絡調整に関すること。 ・医療体制の確保・供給に関すること。 ・特定接種・住民接種等、予防接種に関すること。 ・医薬品に関すること。 ・感染拡大防止対策の啓発に関すること。 ・健康調査・疫学調査への支援・協力に関すること。 ・新型インフルエンザ等の相談に関すること。 ・専用外来医療機関の設置への支援・協力に関すること。 ・相談窓口の設置及び運営への支援・協力に関すること。 ・国民健康保険、医療費助成などの相談に関すること。 ・後期高齢者医療制度などの相談に関すること。 ・その他医療及び福祉全般に関すること。 ・埋火葬体制の確保に関すること。 ・廃棄物収集及び処理機能の確保に関すること。

	<ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物の収集・処理従事者に対する感染防止に関すること。 ・ごみ排出量の抑制指導に関すること。 ・マスク・消毒液の備蓄・配送に関すること（総務部との連携）。 ・消防団との連絡調整に関すること。 ・その他庁内調整に関すること。
都市整備部	<ul style="list-style-type: none"> ・道路の機能維持・確保に関すること。 ・河川及び水路等の機能維持・確保に関すること。 ・市営住宅等の感染予防及び感染拡大防止に関すること。
産業活力再生部	<ul style="list-style-type: none"> ・事業者、商工会議所、商業連合会等との連絡調整に関すること。 ・事業所等における感染予防及び感染拡大防止対策の要請に関すること。 ・事業者等の事業継続と事業自粛の要請への協力に関すること。 ・事業者等の経営相談及び融資等に関すること。 ・事業者等への従業員に対する配慮要請に関すること。
上下水道部	<ul style="list-style-type: none"> ・水道施設の機能維持・確保に関すること。 ・水質監視体制の強化に関すること。 ・国、県、近隣市町等の水道関係機関との連携・連絡調整に関すること。 ・応急給水に関すること。 ・下水道の維持管理に関すること。
西脇病院事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・専用外来の設置・運用に関すること。 ・感染者の医療に関すること。 ・院内における感染予防及び感染拡大防止に関すること。
教育委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・市立学校園等における感染予防及び感染拡大防止に関すること。 ・教育関係施設における感染予防及び感染拡大防止に関すること。 ・市立学校園等の保健衛生体制に関すること。 ・児童、生徒、教職員等に対する感染予防対策の励行に関すること。 ・保護者等に対する情報提供及び感染防止対策への協力要請に関すること。 ・給食の衛生管理に関すること。 ・学校サーベイランスに関すること。 ・播磨東教育事務所との連絡調整に関すること。 ・その他教育全般に関すること。
議会事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・市議会議員との連絡調整に関すること。
北はりま消防組合（西脇消防署）	<ul style="list-style-type: none"> ・救急体制の確保に関すること。 ・救急搬送に関すること。 ・救急活動の衛生管理に関すること。

各部共通	<ul style="list-style-type: none"> ・職員の啓発及び感染予防対策に関すること。 ・来庁者・利用者及び市民への情報提供・啓発・指導に関すること。 ・外郭団体、関係団体に対する感染予防及び感染拡大防止に関する こと。 ・他部局への応援に関すること。 ・所管業務の継続及び縮小・停止に関すること。 ・所管するイベント等の開催判断及びその周知に関すること。 ・所管する施設の感染予防及び感染拡大防止に関すること。 ・所管する施設の休館・閉鎖に関すること。 ・国、県、他市町及び関係機関等からの新型インフルエンザ等に関 する情報の収集及び対策本部への報告に関すること。 ・所管業務に係る関係機関等との連絡調整に関すること。 ・市民、事業者、NPO等との連携及び協力要請に関すること。 ・その他新型インフルエンザ等に関すること。
------	---

10 発生段階ごとの対策等の概要

(1) 未発生期の対策

ア 基本的事項

- (ア) 新型インフルエンザ等の状態
 - a 発生が確認されていない状態
 - b 海外において、鳥類等の動物のインフルエンザウイルスが人に感染する例が散発的に発生しているが、人から人への持続的な感染はみられていない状況
- (イ) 未発生期における対策の目的
 - a 発生に備えての体制の整備
 - b 国、県、国際機関等からの情報収集等により、発生の早期確認に努める。
- (ウ) 未発生期における対策の考え方
 - a 対応体制の構築や訓練の実施
 - b 市民への継続的な情報提供
 - c 国、県、国際機関等からの情報収集等を行う。

イ 対策の内容

- (ア) 実施体制
 - a 市行動計画の作成
特措法の規定に基づき、発生前から新型インフルエンザ等対策行動計画を作成し、必要に応じて見直しを行う。
 - b 連絡調整
実施体制について各部間で連絡調整を行う。
 - c 業務継続計画
業務継続計画の立案と体制整備を行う。
- (イ) 情報収集、提供
 - a 情報収集
世界保健機関、厚生労働省、国立感染症研究所及び兵庫県等からの情報収集に努める。
 - b 情報提供
新型インフルエンザ等が発生した場合の対策などについて分かりやすく情報提供を行い、緊急事態宣言が行われた場合の活動制限についてあらかじめ理解を得るよう努める。
- (ウ) 予防、まん延防止
 - a 個人における対策の周知
マスク着用、咳エチケット等基本的な感染対策について市民、企業に対し理解促進と実践ができるよう周知する。
 - b 学校、福祉施設等における対策の周知
学校、福祉施設等の職員への研修や啓発を行う。

- c 医療機関等における対策の周知
通常の受診時からの感染防止行動の指導を徹底する。
- (エ) 予防接種
 - a 予防接種体制の構築
特措法で定める特定接種の対象となる登録事業者の登録について、国が定める実施要領等に基づき周知を図る。
住民への接種については、国が定める接種順位に従って速やかに接種が行えるよう西脇市多可郡医師会の協力を得て体制の整備を行う。
- (オ) 医療体制
 - a 個人防護具等の準備
初動対応に必要な個人防護具など資材等の在庫状況を把握し、備蓄に努める。
 - b 情報共有体制の整備と確認
感染期において、迅速な外来入院治療を実施するため県及び西脇市多可郡医師会と連携し、関係機関で情報が共有できるよう体制の準備をする。
- (カ) 市民生活の安定の確保
 - a 事業所の感染対策準備の周知
事業者に対して、職場における感染症対策及び対策に必要な資機材の備蓄や事業継続計画を作成する等の対応が取れるよう周知する。
 - b 食料品、生活必需品等の供給体制の確保
食料品や生活必需品販売業者の供給体制を把握するなどの情報収集に努め、供給体制の確保に努める。
 - c 要援護者への生活支援体制の整備を行う。

(2) 海外発生期（県内未発生期）の対策

ア 基本的事項

(ア) 新型インフルエンザ等の状態

- a 海外で人から人への持続的感染が発生した状態
- b 国内では新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、県内又は隣接府県では発生していない状態

(イ) 海外発生期における対策の目的

- a 新型インフルエンザ等の国内侵入の状況等を注視しつつ、県内発生が遅延と早期発見
- b 県内発生に備えて体制の整備

(ウ) 海外発生期における対策の考え方

- a 県内発生に備えた体制構築
- b 積極的な情報収集と的確な情報提供

イ 対策の内容

(ア) 実施体制

a 市対策調整会議の設置

国内で新型インフルエンザ等が発生したときは、市対策調整会議を設置する。

b 市対策本部の設置

国内で新型インフルエンザ等が発生し、政府対策本部により緊急事態宣言が行われたときは、市対策本部を設置する。

(イ) 情報収集、提供

a 情報収集

未発生期に引き続き、厚生労働省、検疫所、国立感染症研究所及び兵庫県等からの情報収集に努める。

b 情報提供

新型インフルエンザ等の発生状況や予防策等を市ホームページ、市防災行政無線等を通して情報提供する。

(ウ) 予防、まん延防止

a 個人における対策の普及

咳エチケット、マスク着用、手洗い・うがいの励行、人込みを避けるなど、基本的な感染対策の徹底を呼び掛ける。

b 学校、施設等への社会活動制限準備

県内発生に備えて学校、福祉施設等に対し、感染症防止策の徹底と社会活動制限がされた場合の対応について準備するよう呼び掛ける。

(エ) 予防接種

a 特定接種の協力及び実施

国が実施する登録事業者等への特定接種について、国が定める接種順位

により接種が円滑に行われるよう協力する。

また、国の指示により、市職員の特定期接種を実施する。

b 住民接種の検討

国が特措法第46条に基づく住民に対する予防接種又は予防接種法（昭和23年法律第68号）第6条第3項に基づく新臨時接種の準備を開始した場合には、接種体制の準備を行う。

(オ) 医療体制

a 外来協力医療機関の確保

新型インフルエンザ等の流行拡大に伴う重症者の増加に備えて、医師会等関係機関と協力、連携の上、外来協力医療機関の確保に努める。

b 入院病床の確保

公立医療機関等に入院病床確保について協力要請するなど、医師会等関係機関とも連携して入院病床の確保に努める。

c 院内感染対策励行

院内感染を防止するための感染防止策を励行する。

(カ) 市民生活の安定の確保

a 職場での感染対策の周知徹底

職場で感染防止策として咳エチケットの徹底、マスクの着用、手洗い、うがいの徹底を行うと共に、従業員の健康状態を把握するよう呼び掛ける。

b 要援護者への生活支援体制の準備を行う。

(3) 県内発生早期の対策

ア 基本的事項

(7) 新型インフルエンザ等の状態

- a 県内又は隣接府県で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、国内において全ての患者の接触歴を疫学調査で追える状態

(イ) 県内発生早期における対策の目的

- a 市内での感染拡大をできる限り抑制
- b 患者に適切で迅速な医療を提供
- c 県内発生に備えて体制の整備

(ウ) 県内発生早期における対策の考え方

- a 感染拡大の防止
- b 適切な医療の提供

イ 対策の内容

(7) 実施体制

a 市対策本部の設置

感染の拡大に対応するため、市対策本部を設置する。

(イ) 情報収集、提供

a 情報収集

県内未発生期に引き続き、厚生労働省、検疫所、国立感染症研究所及び兵庫県等からの情報収集に努める。

インフルエンザ患者の全数把握、学校等での集団発生状況等の情報を収集する。

b 相談窓口の設置

生活など広範な相談に対応できる相談窓口や受診方法などについて相談できる相談窓口等を開設する。

c 情報提供

感染拡大の防止に向けた情報を市ホームページ、市防災行政無線等を通して積極的に提供し、市民の不安や混乱が最小限になるよう努める。

(ウ) 予防、まん延防止

a 不要不急の外出自粛等の周知

感染が拡大するなどし、不要不急の外出自粛が要請された場合の対応について準備できるよう周知する。

b 学校保健安全法に基づく学校の臨時休業

学校等で患者の発生があった場合は学校保健安全法に基づき休業措置を行う。

～発生状況に応じた対策～

- ・不要不急の外出自粛要請
- ・イベントの中止・延期要請

- ・通所及び短期入所施設の使用制限要請
- ・特に必要な場合の福祉施設（通所及び短期入所に限る。）でのサービスの提供
- ・学校等の臨時休校

(エ) 予防接種

- a 優先順位による住民接種の広報の徹底
優先接種順位や接種予定場所などを市民へ広報し、予防接種が混乱なく円滑に行えるよう努める。
- b 住民接種の準備及び実施
予防接種法第6条第3項に基づく新臨時接種の準備及び実施
- c 予防接種に関する相談
予防接種に関するさまざまな相談に対応できるよう準備し、対応を開始する。
～発生状況に応じた対策～
 - ・特措法第46条に基づく予防接種（予防接種法第6条第1項）の準備と実施

(オ) 医療体制

- a 相談窓口の設置
新型インフルエンザ等に関する相談を行う相談窓口等を開設する。
- b 重症化する可能性の高い者への医療確保への協力・支援
新型インフルエンザ等により患することで重症化するリスクが高いと考えられる妊婦や小児、透析患者など基礎疾患を有する者などへの医療が円滑に行われるよう関係機関と協力体制の確認を行う。
～発生状況に応じた対策～
 - ・専用外来による診察
 - ・空床情報収集

(カ) 市民生活の安定の確保

- a 事業者に対し、従業員の健康管理の徹底、職場における感染対策の開始要請
事務所での安定的な業務継続のため従業員の健康管理の徹底と、感染対策の開始に取り組むよう呼び掛ける。
～発生状況に応じた対策～
 - ・ライフラインなどの安定供給
 - ・食料品等の緊急物資の流通体制の確保
 - ・要援護者への生活支援実施
 - ・必要な場合には、埋葬・火葬の特例実施

(4) 県内感染期の対策

ア 基本的事項

(7) 新型インフルエンザ等の状態

- a 県内のいずれかの地域で、新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学的調査で追えなくなった状態
- b 感染拡大からまん延、患者の減少に至る時期を含む。

(i) 県内感染期における対策の目的

- a 医療体制の維持
- b 健康被害を最小限に抑制
- c 市民生活及び市民経済への影響を最小限に抑制

(ii) 県内感染期における対策の考え方

- a 感染拡大の防止
- b 適切な医療の提供
- c ライフライン等の事業活動の継続

イ 対策の内容

(7) 実施体制

a 市対策本部の継続

さらなる感染の拡大に対応するため、市対策本部を継続し、被害を最小限にしていく。

(i) 情報収集、提供

a 学校等の集団発生の把握強化

インフルエンザ患者の全数把握から学校等の集団発生の把握と重症者・死亡者を把握する体制へと移行する。

b 相談窓口の継続

患者数増加に伴う相談の増加に対応できるよう体制を強化しながら継続する。

c 情報提供

受診可能な医療機関の紹介及び広報誌等での周知を行う。

患者の急激な増加を抑制するため、感染に対する個人予防の徹底や発症時の対処方法について重点的に周知する。

(ii) 予防、まん延防止

a 患者、濃厚接触者への対応

感染症法に基づく患者の入院措置が中止されるため、症状が軽快しても感染力がなくなるまで外出しないよう呼び掛けを行う。

b 事業活動の継続

事業者に対し、欠勤者の状況を踏まえて、必要不可欠な事業活動の継続と不急の事業活動の縮小を検討するよう要請する。また、あわせて時差出勤についても検討するよう要請する。

- c 学校保健安全法（昭和33年法律第56号）に基づく学校等の臨時休業
患者の発生状況に応じて学校保健安全法に基づく学校等の臨時休業を実施する。

～発生状況に応じた対策～

- ・ 不要不急の外出自粛要請
- ・ イベントの中止、延期要請
- ・ 通所及び短期入所施設の使用制限要請
- ・ 特に必要な場合の福祉施設（通所及び短期入所に限る。）でのサービスの提供
- ・ 学校等の臨時休業

(e) 予防接種

a 住民接種の実施

予防接種法第6条第3項に基づく新臨時接種を行う。

b 住民接種の広報、相談

優先接種順位や接種予定場所などを市民への広報の徹底と予防接種に関するさまざまな相談に対応する。

～発生状況に応じた対策～

- ・ 特措法第46条に基づく予防接種（予防接種法第6条第1項）の実施

(f) 医療体制

a 基礎疾患を有する者に対する医療体制の維持

患者発生の増加により、基礎疾患を有する者への通常の医療が損なわれることのないよう西脇市多可郡医師会等と連携し、医療体制を維持する。

～発生状況に応じた対策～

- ・ 重症者への医療体制の強化
- ・ 各医療機関での治療の拡充
- ・ 臨時の医療施設の設置

(g) 市民生活の安定の確保

a 事業者に対し、従業員の健康管理、職場における感染対策の徹底の要請
事業所での安定的な業務継続のため、従業員の健康管理の徹底と感染対策の強化に取り組むよう呼び掛ける。

～発生状況に応じた対策～

- ・ 県の社会的活動制限へ協力
- ・ 要援護者への生活支援実施
- ・ ライフラインなどの安定供給
- ・ 食料品等の緊急物資の流通体制の確保
- ・ 必要な場合には、埋葬・火葬の特例実施

(5) 小康期の対策

ア 基本的事項

(7) 新型インフルエンザ等の状態

- a 新型インフルエンザ等の患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態
- b 大流行は一旦終息している状況

(イ) 小康期における対策の目的

- a 市民生活及び市民経済の回復と流行の第2波への備え

(ウ) 小康期における対策の考え方

- a 対策の評価及び見直し
- b 第2波に備えた対策
- c 市民への情報提供
- d 第2波の流行による影響を軽減するため、住民接種を進める。

イ 対策の内容

(7) 実施体制

- a 市対策本部の廃止
政府・県の対策本部が廃止されたときは、市対策本部を廃止する。
- b 第2波に備えた体制へ移行
状況に応じて第2波に備え、警戒体制に移行するなど、適切に対応する。
また、対応記録を分析し、対応の評価や計画の見直しを行う。

(イ) 情報収集、提供

- a 相談窓口の縮小、廃止
市民からの問合せ状況を見ながら、相談窓口の縮小、廃止を行う。
- b 情報提供の見直し
市民、関係機関からの問合せ内容を整理し、情報提供のあり方を見直す。

(ウ) 予防、まん延防止

- a 第2波に備えた対策の評価、見直し
予防、まん延防止策として行った対策の評価と見直しを行う。

(エ) 予防接種

- a 住民接種の継続
流行の第2波に備え、予防接種法第6条第3項に基づく新臨時接種を継続する。
～発生状況に応じた対策～
 - ・特措法第46条に基づく予防接種（予防接種法第6条第1項）の実施

(オ) 医療体制

- a 平常時の医療体制への移行
患者の発生状況を勘案し、平常の医療体制に戻す。

(カ) 市民生活の安定の確保

- a 被害状況の確認と第2波に備えた業務の継続
県が行う事業者に対する被害状況等の確認や事業継続への支援に協力する。

資 料

- ・（参考）国内外で鳥インフルエンザが人で発症した場合等の対策
- ・用語解説

(参考)

国内外で鳥インフルエンザが人で発症した場合等の対策

※ これまでも鳥インフルエンザウイルスが鳥から人に感染している例は海外で多く見られている。人から人への持続的な感染でない限り、感染の全国的かつ急速な拡大はないが、特措法の対象である新型インフルエンザ等と関連する事案として、対策の準備をしておく。

(1) サーベイランス・情報収集

ア 鳥インフルエンザ情報収集

鳥インフルエンザの発生は、主として鶏の異状死の増加として察知される。農林振興課では、通常業務の範囲内（レベル1）から近隣市町での高病原性鳥インフルエンザ発生状況等の情報収集を行っていることから、情報を収集する。

イ 家きん類における鳥インフルエンザの流行監視を行う。

(2) 情報提供・共有

ア 鳥インフルエンザに関する発生地域と基本的感染症予防策等の情報を市民に提供する。

イ 鳥インフルエンザ発生地域への旅行者に対し、注意喚起を行う。

(3) 予防・まん延防止

ア 鳥インフルエンザ患畜に接触する者への予防啓発
感染予防の方法を情報提供する。

イ 鳥インフルエンザ接触者への対応等

国からの要請に基づき、接触者への対応として、抗インフルエンザウイルス薬の予防投与の検討、自宅待機の依頼、有症時の対応指導等を行う。死亡例が出た場合の対応として、感染防止の徹底等実施する。

ウ 鳥インフルエンザ診断に関わった医師に対する予防措置

鳥インフルエンザの感染が疑われる患者を診断した場合は、抗インフルエンザ薬の投与の検討を行う。

エ 抗インフルエンザ薬の備蓄

新型インフルエンザのパンデミックに備え、必要な抗インフルエンザ薬等の備蓄を行う。（兵庫県からの配布分）

オ 調査

家きんや人において鳥インフルエンザが発生した場合、感染症法に基づく調査を農林振興課と協力して実施する。

(4) 医療・検査体制の整備

ア 鳥インフルエンザ流行地域からの帰国者に対する診察

流行地域に旅行するなど感染が疑われる場合は、医療機関は鳥や鳥インフルエンザ患者との接触歴などの問診を実施するよう、医師会等に要請する。また、患者等を確認した医療機関は、直ちに保健所に届け出る。

イ 検査

国の指示に基づき、市内で鳥インフルエンザ患者（疑いを含む。）が発生した場合、採取した検体を兵庫県立健康生活科学研究所健康科学研究センターに検査を依頼する。

ウ 国内において鳥インフルエンザウイルスが人に感染し発症が認められた場合、国の助言及び要請に基づき、次のとおり実施する。

- ・感染が疑われる患者に対し、迅速かつ確実な診断を行い、確定診断がされた場合に、適切な感染対策を講じたうえで、抗インフルエンザウイルス薬の投与等による治療を行う。
- ・感染症法に基づく鳥インフルエンザの患者（疑似症患者を含む。）について、入院その他必要な措置を講じる。

エ 海外において鳥インフルエンザウイルスが人へ感染するなど、WHOが情報発信を行う鳥インフルエンザウイルスの人への感染が認められた場合、国の要請に基づき、次のとおり実施する。

- ・海外からの帰国者等で、鳥インフルエンザの感染が疑われる者（有症状者）の情報について、国に情報提供するとともに医療機関等に周知すること。
- ・発生している鳥インフルエンザに対する必要な感染対策等について医療機関等に周知する。

【用語解説】

※ 50音順

○ インフルエンザ

インフルエンザはインフルエンザウイルスによる感染症で、原因となっているウイルスの抗原性の違いから、A型、B型、C型に分類されている。A型インフルエンザウイルスはさらに、そのウイルスの表面にあるヘマグルチニン（赤血球凝集素：HA）とノイラミニダーゼ（ノイラミン酸分解酵素：NA）という2つの糖蛋白質の抗原性の違いにより亜型に分類される。現在、HAの亜型はH1～16、NAの亜型はN1～19が知られている。

現在でも、人の間でインフルエンザの流行を起こしているのは、A香港型（H3N2）、Aソ連型（H1N1）及びB型ウイルスである。

○ 疫学調査

感染症の発生に際し、原因の究明を行うとともに感染源を把握し、感染の拡大防止を図るために行う調査のこと。

○ 外来協力医療機関

県内感染期において、新型インフルエンザ患者の外来診療を行う医療機関（通常、季節性インフルエンザを診ている一般医療機関から順次移行）

○ 家きん

鶏、あひる、うずら等、家畜として飼養されている鳥

なお、家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）における高病原性鳥インフルエンザの対象家畜として、鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥及び七面鳥が指定されている。

○ 感染症指定医療機関

感染症法に規定する特定感染症指定医療機関、第一種感染症指定医療機関、第二種感染症指定医療機関及び結核指定医療機関のこと。

※ 特定感染症指定医療機関：新感染症の所見がある者又は一類感染症、二類感染症若しくは新型インフルエンザ等感染症の患者の入院を担当させる医療機関として厚生労働大臣が指定した病院

※ 第一種感染症指定医療機関：一類感染症、二類感染症又は新型インフルエンザ等感染症の患者の入院を担当させる医療機関として都道府県知事が指定した病院

※ 第二種感染症指定医療機関：二類感染症又は新型インフルエンザ等感染症の患者の入院を担当させる医療機関として都道府県知事が指定した病院

※ 結核指定医療機関：結核患者に対する適正な医療を担当させる医療機関として都道府県知事が指定した病院若しくは診療所（これらに準じるものとして政令で

定めるものを含む。)又は薬局

○ 抗インフルエンザウイルス薬

インフルエンザウイルスの増殖を特異的に阻害することによって、インフルエンザの症状を軽減する薬剤。ノイラミニダーゼ阻害剤は抗インフルエンザウイルス薬の一つであり、ウイルスの増殖を抑える効果がある。

○ 個人防護具 (Personal Protective Equipment:PPE)

エアロゾル、飛沫などの曝露のリスクを最小限にするためのバリアとして装着するマスク、ゴーグル、ガウン、手袋等をいう。病原体の感染経路や用途（スクリーニング、診察、調査、侵襲的処置等）に応じた適切なものを選択する必要がある。

○ サーベイランス

見張り、監視制度という意味

疾患に関してさまざまな情報を収集して、状況を監視することを意味する。特に、感染症法に基づいて行われる感染症の発生状況（患者及び病原体）の把握及び分析のことを示すこともある。

○ 新型インフルエンザ (A/H1N1) /インフルエンザ (H1N1) 2009

2009年（平成21年）4月にメキシコで確認され世界的大流行となったH1N1亜型のウイルスを病原体とするインフルエンザをいう。「新型インフルエンザ (A/H1N1)」との名称が用いられたが、2011年（平成23年）3月に、大部分の人がそのウイルスに対する免疫を獲得したことから、季節性インフルエンザとして扱い、その名称については、「インフルエンザ (H1N1) 2009」としている。

○ 新感染症

人から人に伝染すると認められる疾病にあつて、既に知られている感染性の疾病とその病状又は治療の結果が明らかに異なるもので、当該疾病にかかった場合の症状の程度が重篤であり、かつ、当該疾病のまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるもの（感染症法第6条第9項）

○ 新臨時接種

予防接種法第6条第3項に規定されている予防接種で、予防接種について勧奨が行われるが、接種を受ける努力義務は課されない。インフルエンザ (H1N1) 2009の流行を踏まえ、新たな「感染力は強いが、病原性の高くない新型インフルエンザ」が発生した場合の予防接種対応を万全にするため、平成23年に創設された。

○ 世界保健機関 (WHO : World Health Organization)

「全ての人々が可能な最高の健康水準に到達すること。（WHO憲章第1条）」を目的として設立された国際機関。国際連合と連携して活動する国連の専門機関に位置付けられており、インフルエンザなどの感染症対策や生活習慣病の対策、医薬品や食品の安全対策など幅広い分野で国際的に重要な役割を担っている。

新型インフルエンザの発生段階については、WHOのパンデミックインフルエンザ警報フェーズを参考に決定することとしている。

○ 専用外来

海外発生期及び県内発生早期において、発生国からの帰国者、新型インフルエンザ等患者の濃厚接触者など新型インフルエンザが疑われる患者の外来診療を行う医療機関

○ 相談窓口

県内発生早期より住民からの新型インフルエンザ等に係る一般的な電話相談を受け付ける窓口

○ 登録事業者

新型インフルエンザ等発生時に、医療提供業務又は国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務を行う事業者で、厚生労働大臣の登録を受けているもの。特定接種の対象となる。

○ 特定接種

特措法第28条に基づき、「医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定を確保するため」に行うもので、政府対策本部長がその緊急の必要があると認めるときに、臨時に行われる予防接種をいう。特定接種の対象者となりうる者は、①「医療の提供の業務」又は「国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務」を行う事業者であって厚生労働大臣が定めるところにより厚生労働大臣の登録を受けているもののうちこれらの業務に従事する者（厚生労働大臣の定める基準に該当する者に限る。）②新型インフルエンザ等対策の実施に携わる国家公務員、③新型インフルエンザ等対策の実施に携わる地方公務員

○ 鳥インフルエンザ

一般に、鳥インフルエンザは鳥の感染症であるが、まれに、鳥インフルエンザのウイルスが人に感染し、人の感染症を引き起こすことがある。元来、鳥の感染症である鳥インフルエンザのウイルスが種差を超えて、鳥から人へ感染するのは、感染した鳥又はその死骸やそれらの内臓、排泄物等に濃厚に接触した場合に限られるとされている。また、人から人への感染は極めてまれであり、患者と長期間にわたって感染防止策をとらずに濃厚に接触した家族内での感染が報告されている。

○ 濃厚接触者

新型インフルエンザ等の患者と濃密に、高頻度又は長期間接触した者（感染症法において規定される新型インフルエンザ等に「かかっていると疑うに足りる正当な理由のある者」が該当。発生した新型インフルエンザ等の特性に応じ、具体的な対象範囲が決まるが、例えば、患者と同居する家族等が想定される。

○ パンデミック

感染症の世界的大流行

特に新型インフルエンザのパンデミックは、ほとんどの人が新型インフルエンザのウイルスに対する免疫を持っていないため、ウイルスが人から人へ効率よく感染し、世界中で大きな流行を起こすことを指す。

○ 兵庫県立健康生活科学研究所

県民の安全と安心を守るために、公衆衛生に関する調査研究や試験検査を行うとともに、感染症や食品、医薬品、飲料水などに対する科学的・技術的情報を提供する兵庫県の組織

○ 病原性

新型インフルエンザ対策においては、人がウイルスに感染した場合の症状の重篤度として用いることが多い。なお、学術的には、病原体が宿主（人など）に感染して病気を起こさせる能力であり、病原体の侵襲性、増殖性、毒素の産生能、宿主防衛機能の抑制能などを総合した表現

○ 保健所設置市

地域保健法（昭和22年法律第 101号）第 5 条第 1 項に基づき、保健所を設置する地方公共団体のこと。

県内では、神戸市、姫路市、尼崎市、西宮市がこれに該当する。

○ PCR（Polymerase Chain Reaction：ポリメラーゼ連鎖反応）

DNAを、その複製に関与する酵素であるポリメラーゼやプライマーを用いて大量に増幅させる方法。ごく微量のDNAであっても検出が可能のため、病原体の検出検査に汎用されている。インフルエンザウイルス遺伝子検出の場合は、同ウイルスがRNAウイルスであるため、逆転写酵素（Reverse Transcriptase）を用いてDNAに変換した後にPCRを行うRT-PCRが実施されている。